

新型コロナウイルス感染症への備え

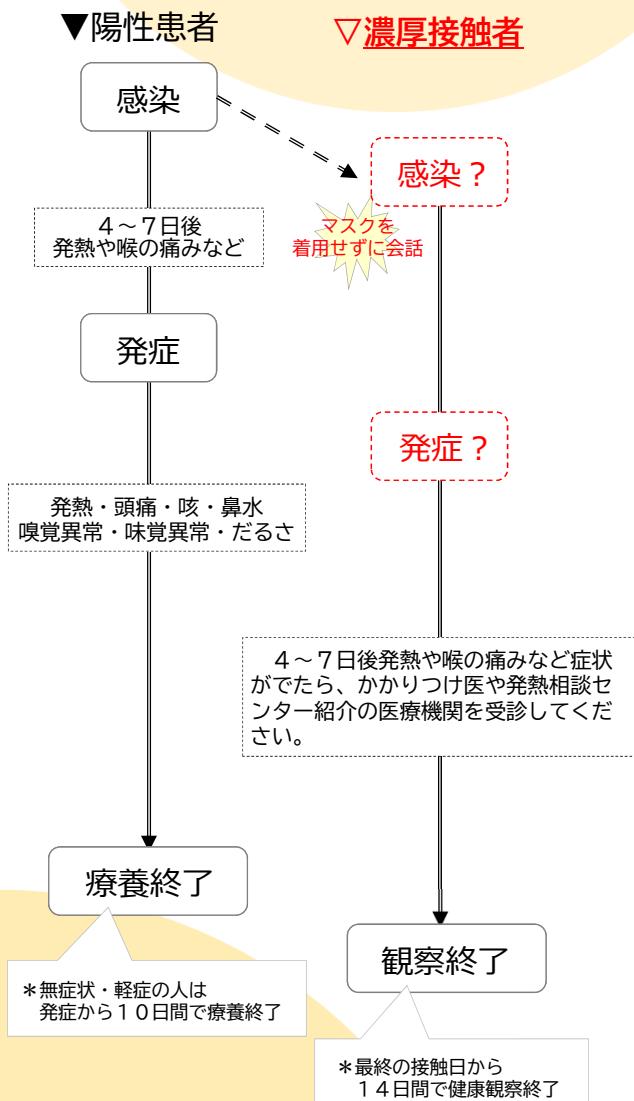
～今だからこそ知つておきたい「濃厚接触者」について～

今般、新型コロナウイルス感染症については、自身の感染はもとより、いつ、濃厚接触者になるかも分からぬ状況です。また、オフィス等においても、濃厚接触者がいつ発生するか、予測することは困難です。

このリーフレットは、自身が濃厚接触者となった場合や、新型コロナウイルス感染症に関連して事業者が行うべきことなどについてまとめたものです。

ご一読いただき、いつ発生するか分からぬ事態に、予め備えていただければ幸いです。

感染しそうな時期にマスク無しで会話をした人へ（濃厚接触疑い）



- 【例】**
- ▶ 1月1日…実家近くの友人と会食
 - ▶ 1月2日…東京に戻った
 - ▶ 1月5日…友人から感染判明の連絡
 - ⇒ この場合1月1日が最終接触日となり14日間（1月15日まで）自宅で待機

Q1 「濃厚接触者」の考え方



- ▼ 感染しそうな時期（「発症の2日前」から「発症して約7日」）に、一緒に食事や喫煙の際にマスクをしないで（顎にすらして）会話をした人です。
- ▼ 目安は、「対面で話す」場面で距離は「1メートル」、時間は「15分」と考えてください。
- ▼ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染リスクがより高かったと考えましょう。
- ▼ マスクをはずしてすごす同居者（家族）は濃厚接触者に当たる人が多いです。

Q2 「濃厚接触者」となった場合の対応は？



- ▼ **『自宅待機と健康観察（協力要請）』**
濃厚接触者に対して、感染者との最終接触日から14日間は自宅待機をお願いしています。
これは法的な根拠はありませんが、国の通知により感染拡大防止のためにご協力ををお願いするもので、その期間発症した場合、周囲に感染を広げないための工夫です。
食糧の購入などの買い物の際にはマスクを着用し、会話をせずに最小限の時間で自宅に戻ってください。
- ▼ **『PCR検査』**
感染の早期発見のために、無症状でもPCR検査を受けることができます（強制ではありません）。港区では①保健所の検査②区内の診療所等で受ける方法があります。なお、**検査が陰性でも、14日間は短縮されません。**

Q3 PCR検査の受け方は？

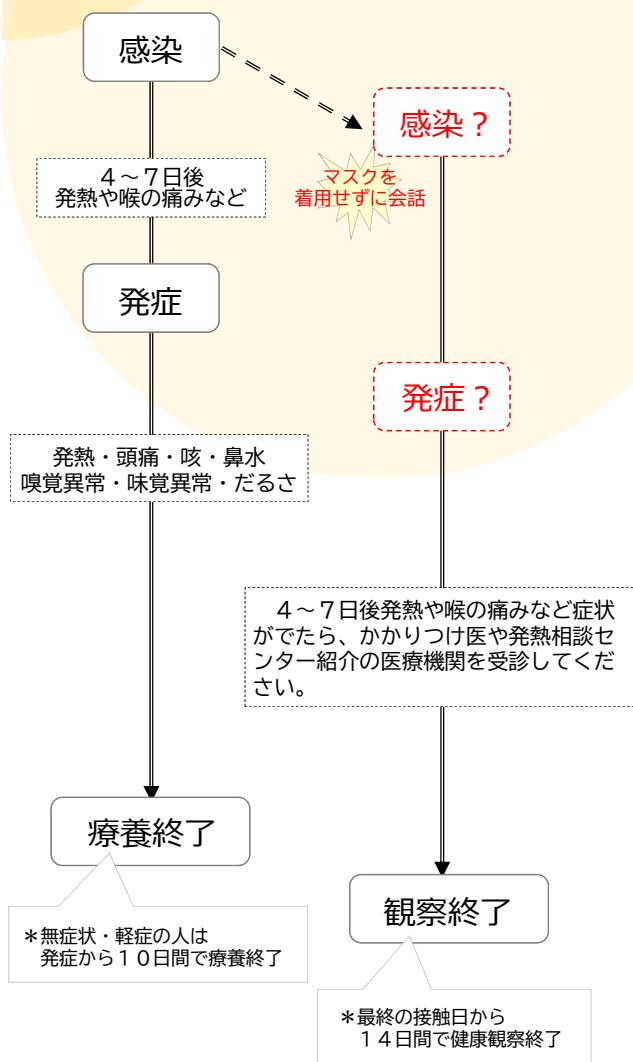


- ▼ 検査方式は唾液検査のことが多いです。
- ▼ 唾液検査の遅くとも30分前には、飲食や歯磨き、うがいやタバコはやめましょう。
- ▼ 保健所での検査では証明書発行はできません。
- ▼ 診断書や証明書が必要な場合は区内のクリニックを受診しましょう。
- ▼ 「濃厚接触者」の場合、医療機関では検査費用はかかるず初診料+手数料等のみを支払います。

職員から「感染」「濃厚接触」の報告を受けた事業者の方へ

▼陽性患者

▽濃厚接触者



港区のホームページに企業向けの調査の説明資料が公開されていますので、ぜひ、参考としてください。



▼ 自宅待機中、体調に異変を感じたら…

▼ 東京都発熱相談センター **03-5320-4592** (24時間)

▼ みなと保健所 **03-3455-4461** (平日: 8時30分から17時15分)

Q 1 感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応は？

▼ 感染が分かった人や濃厚接触者が偏見差別などの被害にあわないよう支援と配慮をお願いします。

▼ 感染が分かった人がいた場合は、次の対応が必要です。

①消毒

▽ 感染が分かった人の机やよく触る物・場所を拭きます。

▽ 共用物・スペースのよく触る場所を拭きます

* 洗剤や消毒薬で拭きます（1回で大丈夫です。）。

* 洗剤や消毒液の使い方は、以下を参照してください。



◀ 経済産業省



◀ 厚生労働省等



②職場外への公表（注：必要に応じて）

▽ 感染した人と接觸した人が特定されており、その後の感染対策が行える場合、広く公表する必要はありません。原則として、公表するか、何を発表するかは各組織の責任において行われます。関係部門や個人が特定されたり、風評被害にあったり人権問題が起きないよう配慮をお願いします。

Q 2 濃厚接触者がすることは？

▼ 濃厚接触者に対して、感染者との最終接觸日から14日間は自宅待機をお願いしています。

これは法的な根拠はありませんが、国の通知により感染拡大防止のためにご協力ををお願いするもので、その期間発症した場合、周囲に感染を広げないための工夫です。

▼ 観察期間中の検査が陰性でも、この14日間は短縮されません。

▼ 14日間の健康観察終了後のPCR検査は不要です。他の人に感染しません。



Q 3 積極的疫学調査とは？

▼ 積極的疫学調査とは、感染症法に基づき保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものです。

▼ 積極的疫学調査では、主に以下の2点について調査・指導を行います。

①飛沫感染に関する事

患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先などの見取り図などにより、フロアの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定します。

②接触感染に関する事

アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導します。



作成

みなと保健所 03-3455-4461*

* 平日 8時30分から17時15分

監修

堀 成美（港区感染症専門アドバイザー）